

公募要領

平成 28 年度 エコアイランド宮古島ブランド化推進事業に係る調査検討委託業務

平成 28 年 7 月

宮古島市

1. 背景

本市は基本的な課題として、地下水に生活用水を依存していることから、環境への負荷を低減する環境保全対策を行うこと、沖縄県の離島に位置することから、エネルギー等の資源を地産地消する資源循環の仕組みづくりを行うこと、こうした取り組みを地域経済の活性化に繋げることにより、雇用を創出することの 3 点に整理している。

これらの課題を総合的に解決していくために、市では、平成 20 年 3 月に「エコアイランド宮古島宣言」を行い、いつまでも住み続けられる豊かな島づくりを目指し、自然環境と共生しつつ地域資源を活用した低炭素社会の構築に向けて取り組んでいる。

2. 事業の目的

本市のエコアイランドに関する取り組みは、本市の特色として島内外に認識が広まりつつあるが、地域経済へ広く波及していない現状にある。エコアイランド宮古島ブランド化推進事業(以下、「本事業」という。)は、こうした取組みを地域経済の活性化に繋げていくため、エコアイランド宮古島の取組みをブランド化し、観光等の関連産業の高付加価値化の実現を目的とする。

3. 事業の内容

本市のエコアイランドに関する取り組みを地域経済の活性化に繋げていくため、①更なる視察者の増加、②受入体制整備、③一般観光への波及を目的とし、本市における現状・課題の分析と対策について検討し、アクションプランの策定を行う。

更なる視察者の増加については、現在、島外からの視察者は増加傾向にあるものの、視察者からは、エコの取組み内容が十分に島外へ PR できていないとの指摘があることから、効果的・戦略的な情報発信の方策を検討する事で更なる視察者の増加を目指す。また、一般観光への波及については、エコアイランドの特徴を強烈にアピールする必要があることから、多くの市民の意識を高めることや活動を広げるための対策を検討する。

4. 委託業務の内容

本事業の実施にあたり、以下の項目について調査・検討を行い、アクションプランの策定を行う。

(1) 産業観光

- ✓ 島外のエコアイランド宮古島に対する認識度合に係る調査

※宮古島の取組みを認識しているか、またどの程度詳しく認識しているかに関する調査

- ✓ ニーズの把握
 - ※誰がどのようなニーズを持っているか、またそれぞれのニーズの量的な規模感の把握
 - ✓ 広告・宣伝に係る戦略の策定
 - ※ニーズのある箇所へ効果的な発信をする方策の検討
 - ✓ 情報発信における具体的なPR戦略策定
 - ※使用メディア(TV、Web、紙媒体等)および使用タイミングの検討
 - ✓ 受け入れ体制づくりに対する助言・サポート
- (2) 一般観光産業
- ✓ 島内外のエコアイランド宮古島に対する認識度合に係る調査
 - ✓ ブランドイメージ戦略の策定
 - ✓ 市民の理解を広めるための標語・ストーリーづくり
- (3) ブランド化に係るアクションプランの策定
- 上記(1)(2)を踏まえたアクションプランの策定

5. 事業期間及び事業スケジュール

- (1) 委託業務の期間: 契約締結日から平成 29 年 2 月 28 日
- (2) 事業スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。
- | | | |
|----------|-----------|--------------------------|
| 7 月 8 日 | | 企画提案募集開始 |
| 7 月 25 日 | | 企画提案〆切 |
| 7 月 26 日 | ～7 月 29 日 | 審査・選定(ヒアリングは 7 月 29 日予定) |
| 8 月 1 日 | ～8 月 3 日 | 契約手続き、業務着手 |
| 11 月頃 | | 中間報告書 |
| 2 月末 | | 最終報告書 |

6. 事業の規模

委託業務の予算規模＝3,000,000 円(税込み)を上限とします。

7. 契約の条件

- (1) 採択件数: 1 件
- (2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約¹とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きいたします。

¹ 契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

8. 委託業務の成果物

エコアイランド宮古島ブランド化に係るアクションプラン(紙媒体:正1部、副1部、電子媒体:1部(CD-R等))を提出する。なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出する。

9. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり当市に納入された成果物の著作権は、当市に帰属するものとします。

10. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、市から広報される場合があります。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記して下さい。

11. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

12. 応募方法

以下の企画申請書(様式1)と企画提案書(様式2)(含む、別紙1)(それぞれ正1部、写8部)を一つの封筒に入れ、「13. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式1)
- ・企画提案書(様式2)、工程表(別紙1)

企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳を明確にして下さい。なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。

提案書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。提案内容については、審査の過程で、ご提出後にヒアリングさせて頂く予定です。

13. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 平成 28 年 7 月 8 日(金)

公募締切日 平成 28 年 7 月 25 日(月) (17 時必着)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市役所 4階

14. 事業者選定について

(1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された調査の方法が、現場の実態に即していること。
- ③調査内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。
- ⑤応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

- ①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。
- ②選定は 7 月第 5 週を目処に行います。選定の可否については、本市から連絡を行います。
選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第 2 となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性があります(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行うものとする)。

15. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:洲崎

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-72-3795